

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 第4回 免許代言人

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 池浦 慧 (66期)

- 1 初期の代言人制度においては、その資格は「盲聾無筆及び未成年者」を除くとされただけで、格別の資格要件はありませんでした。そのため、誰でも代言人になることが可能であり、その営業において過当競争が発生しました。その結果、いわゆる「三百代言」の弊害が生じ、代言人による訴訟教唆や権利の売買、さらには裁判を遷延させたりすることもあったと記録されています。「三百代言」の語は、当時、青銭（寛永通宝四文銭の俗称）300文又は玄米1升の報酬にて代言を引き受ける代言人が多かったことに由来するようです。
- 2 これに見かねた政府は、明治9年に代言人規則を公布しました。この規則においては代言人を免許制とし、代言人志願者は「所轄地方官ノ検査」を受けなければならないとされていました。検査項目は「布告布達沿革ノ概略」、「刑律ノ概略」、「現今裁判上ノ手續ノ概略」、及び「本人品行並ノ履歴」の4点とされ、合格者に対しては司法省から代言人免許状が下付されました。ここに至って、代言人は免許制を採る専門的職業として公認されたといえます。
- 3 しかし、代言人免許の有効期間は1年で、免許料は10円でした。代言人免許は府県裁判所の免許と上等裁判所の免許に分かれていたため、両裁判所の免許を持つ代言人は、免許更新のたびに20円の免許料が必要でした。明治10年当時、大工の日雇い手間代が40銭と言われているので、20円は大工が50日働いてやっと得られる金額です。それを納めなければ代言人免許は失効しますので、代言人の経済的負担は決して小さくはなく、免許制になったからといって、代言人の地位が安定したわけではありませんでした。
- 4 東京府における第1回代言検査は、明治9年4月10日に実施されました。出願者は30名で、検査は5問4時間の筆記試験であったと記録されています。ところが、出題に問題がありました。「明治6年第三百号の布告如何」というように布告の番号を記憶していないと回答できない出題をしたり、「三業組合の規則を心得居るや」というように、特定の業種にのみ適用される規則について出題を行ったりしたということです。しかも、ここでいう「三業」とは、「女郎・引手茶屋・女郎屋」を指しているとのこと。やや強引に現代に置き換えると、司法試験において風営法の規定に関する知識を問うようなものでしょうか。
- 5 これに立腹した受験生が試験を放棄して途中で帰ってしまったという逸話もあるようですが、真偽のほどは定かではありません。ともあれ、東京府は4月10日の検査を中止し、同月17日に検査をやり直しました。今度の問題は、次のようなものでした。「甲ヨリ某省某局ノ文書ヲ偽造シ之ヲ乙ニ差入レテ金ヲ借ラントス乙其偽造ナルコトヲ知リテ官ニ告グズ却テ甲ヨリ金十円ヲ受ケタリ甲乙兩名ノ刑如何」、「甲ハ金五十円ヲ乙ニ貸シ其証書ヲ受取り之ヲ丙ニ売渡ス甲ノ死后丙ハ乙ニ対シテ金ヲ請求セシニ乙ハ既ニ甲ニ返金シタリトテ甲ノ受取証ヲ出シテ答弁ス此裁判如何」。
- 6 東京府における第1回検査の結果、東京裁判所だけの免許代言人が3名、東京裁判所及び東京上等裁判所両方の免許代言人が3名誕生しました。この6名が、東京において活動している弁護士の始祖といえるのかもしれませんが。ご参考までに、全国を見ると第1回検査に合格したのは合計34名であり、うち16名が大阪の合格者でした。